平成２１年（フ）第１４３５号
千葉県市川市富浜２丁目15番２―320号　ルネ新行徳Ｂ棟
債務者　水島　敏夫
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３７２号
長野県松本市大字原125番地３
債務者　岡田　浩一
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３４０５号
名古屋市中川区富田町大字服部字馬黒600番地の１　千音寺荘Ｔ―３棟107号
債務者　寺野　智子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５２２号
名古屋市守山区小幡中３丁目22番29号　カーサ小幡緑地101号
債務者　野間　大輔
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５２５号
愛知県日進市赤池３丁目707番地　ラフィーネカニエ403
債務者　渕上　裕弥
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４１号
青森市大字石江字岡部94番地３　三協ハイツ201号
債務者　藤田　政樹
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４４号
青森市大字新城字平岡109番地447
債務者　須藤　トキ
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
福島県双葉郡葛尾村大字上野川字仲谷地10番地２
債務者　松本　　稔
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２７３号
福島県双葉郡浪江町大字小丸字下平44番地３
債務者　坂本　和子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第８７４３号
大阪府寝屋川市大成町23番18号
債務者　西納デザインこと　西納裕二郎
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９３７号
大阪市住吉区我孫子東３丁目13番３―503号
債務者　長田佳奈子（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９６０号
大阪市旭区高殿７丁目15番35号　プラザハイツ大西201号
債務者　百瀬　栄行
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９９０号
大阪市浪速区幸町２丁目３番４―403号
債務者　本田奈美絵
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０５６号
大阪府門真市石原町24番15号
債務者　小山　征彦
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３５７号
大阪市都島区毛馬町４丁目２番３―501号
債務者　勝井　友美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３９７号
大阪市西成区岸里東１丁目17番８号　丸河パークシティー701号
債務者　葛　　俊成
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４０２号
大阪府箕面市箕面４丁目８番28号
債務者　中村　春男
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４２５号
大阪府寝屋川市秦町11番８号
債務者　山田　英治
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部